

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて（その2）

計21枚（本紙を除く）

Vol.1500

令和8年4月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260、2164）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和8年4月30日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q&Aについて（その2）

介護保険制度における外国人住民の取扱いについては、別添「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて」（令和8年2月27日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において、2027年国際園芸博覧会関係者の介護保険制度での取扱いについてお示ししているところです。

今般、当該取扱いに関し、自治体等での事務処理の円滑化を図る観点から、補足として、別紙1のとおりQ&Aを追加しましたので、貴管内市区町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知をお願いします。

問 1 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、2027 年国際園芸博覧会に係る事業に従事する活動のために日本に滞在する者及びその配偶者又は子について、国民健康保険又は後期高齢者医療制度へ加入を希望しない旨の意向確認書（※）を提出した者は、介護保険の被保険者となるか。

※ 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会により配布される予定。

（答）

「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、2027 年国際園芸博覧会に係る事業に従事する活動のために日本に滞在する者及びその配偶者又は子であって、国民健康保険又は後期高齢者医療制度へ加入を希望しない旨の意向確認書を提出した者については、「当該博覧会に係る事業に従事する活動」を前提に、当該活動期間に限って、日本に入国し滞在する者であることから、市町村の住民基本台帳に登録された場合であっても、介護保険における住所となる「生活の本拠」については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することなどを踏まえると、「生活の本拠」が当該市町村にあるとは言えず、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）における第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者に該当しないものと解することが適当である。

（追加）

問 2 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、2027 年国際園芸博覧会に係る事業に従事する活動のために日本に滞在する者及びその配偶者又は子であって、国民健康保険又は後期高齢者医療制度への加入を希望する旨の意向確認書を提出しなかった者について、介護保険の被保険者に該当しないとみなしてよいか。

（答）

差し支えない。

(別添)

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 2 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する Q & A について

介護保険制度における外国人住民の取扱いについては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成 24 年 1 月 25 日付厚生労働省老健局介護保険計画課長事務連絡。別添 1 参照）、「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する Q & A について」（平成 24 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。（別添 2 参照））、「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する Q & A について」（平成 27 年 8 月 31 日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。別添 3 参照）にてお示したところ です。

今般、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（令和 7 年法務省告示第 94 号）が令和 7 年 5 月 29 日に公布及び施行されたことにより、令和 9 年に開催される 2027 年国際園芸博覧会の関係者であって、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動のために在留する者及びその者の配偶者または子については、「特定活動」の在留資格が付与され、我が国に在留することとされた。

これを受け、当該在留資格が付与された外国人住民の介護保険制度での取扱いについての基本的な考え方は、別添 1 から 3 までの従前の事務連絡のとおりであるところ、今般、新たに別紙 1 のとおり Q & A を作成したので、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知をお願いいたします。

問 1 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、2027 年国際園芸博覧会に係る事業に従事する活動のために日本に滞在する者及びその配偶者又は子について、国民健康保険又は後期高齢者医療制度へ加入を希望しない旨の意向確認書（※）を提出した者は、介護保険の被保険者となるか。

※ 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会により配布される予定。

（答）

「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、2027 年国際園芸博覧会に係る事業に従事する活動のために日本に滞在する者及びその配偶者又は子であって、国民健康保険又は後期高齢者医療制度へ加入を希望しない旨の意向確認書を提出した者については、「当該博覧会に係る事業に従事する活動」を前提に、当該活動期間に限って、日本に入国し滞在する者であることから、市町村の住民基本台帳に登録された場合であっても、介護保険における住所となる「生活の本拠」については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することなどを踏まえると、「生活の本拠」が当該市町村にあるとは言えず、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）における第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者に該当しないものと解することが適当である。



老介発 0125 第 1 号
平成 24 年 1 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）が平成21年7月15日に公布され、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」（平成23年政令第419号）の規定により、平成24年7月9日（以下「改正住基法施行日」という。）から施行されることとなった（別添）。

介護保険制度の改正の内容及び改正住基法の施行に伴う介護保険の取扱いは下記のとおりであるので、管内市町村（特別区を含む。）に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 介護保険制度の改正の内容（改正住基法附則第19条関係）

改正住基法の施行により、適法に3ヶ月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者等が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象となることに伴い、同法第30条の46又は第30条の47の届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく介護保険法第12条第1項の届出があったものとみなすこととする。

第二 介護保険の取扱い

第1 被保険者資格の取扱いについて

介護保険の被保険者については、現在、外国人登録を行っていて、入国当初の在留期間が1年以上である者又は1年以上滞在すると認められる者であって一定の要件を満たすものを介護保険の被保険者としているところである。

改正住基法の施行により、適法に3か月を超えて在留する等の外国人であ

って住所を有する者等が住民基本台帳法の適用対象となることを踏まえ、改正住基法施行日以後、同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする。

加えて、3 か月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により 3 か月を超えて滞在すると認められる者については、国民健康保険の被保険者資格の取扱いを踏まえ、介護保険においても被保険者として扱うことができることとする。

第 2 世帯の取扱いについて

改正住基法の施行により、住民基本台帳上で日本人と外国人が同一の世帯となることが可能になることを踏まえ、介護保険制度における世帯についても、住民基本台帳の世帯と同一のものとする。

第 3 被保険者証の取扱いについて

(1) 被保険者証の氏名表記の取扱いについて

改正住基法施行日以後、住民票における外国人の氏名表記が一定の方法に統一されるが、介護保険の被保険者証については、現行どおり、国において統一の方法を示すこととはしないため、保険者の判断による取扱いとしていただいて差し支えない。

(2) 被保険者証の有効期限の取扱いについて

改正住基法施行日以後、中長期在留者（在留カード交付対象者）については、住民票に在留期間満了の日が記載されることとなるが、現行どおり、介護保険の被保険者証には有効期限の記載は不要とする。

住民基本台帳法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第七十七号

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第三十一条―第四十一条)」を「第四章の三 外国人住民に関する特例(第三十一条―第四十一条)」に改める。

第三十条の四十五―第三十条の五十一)に改める。

第五条中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第八条中「この法律」を「第四章若しくは第四章の三」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第二十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條一項中「この条」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

第二十四条の二の見出し中「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものを削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条」を「をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項」に改め、同条第二項中「世帯主に関する付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改め、同条第三項中「に係る付記転出届」を「に係る転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改める。

第二十五条中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十二條第一項及び第二十三條」に改める。

第二十六条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十七条第一項中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第二項中「第二十二條から第二十四條まで及び第二十五條」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十八条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「付記する」を「付記する」に改める。

第二十八条の二及び第二十八条の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十九条及び第二十九条の二中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「付記する」を「付記する」に改める。

第三十条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十条の四十四の見出しを削り、同条第一項中「市町村長」の下に「(以下この条において「住所」)

地市町村長」という)を加え、「及び住民票コード」を削り、「が記録された」を「(以下この条において「カード記載事項」という)が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録され

た半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう)が組み込まれた」に改め、同条第二項中「その者が記録され

ている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「もののほか」の下に「住民基本台帳カードの有効期間」を加え、「及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合」及び「に」に関する事項を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他の」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他」に、「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

第三十条の四十四第四項の次に次の三項を加える。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という)に係る住民票には、第七條の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下この章において「入管法」という)第二條第五号に規定する地域をいう。以下同じ)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者(入管法第十九條の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。)	一 中長期在留者である旨
特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)以下この章において「入管特例法」という)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)	一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七條第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号

一時庇護許可者(入管法第十八條の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八條の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一條の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間
--	---

出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二條の第二項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができないものをいう。以下この表及び次条において同じ。)

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

第三十條の四十八 前條の表の上欄に掲げる者(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この表及び次条において「中長期在留者等」という。)が国外から転入をした場合(これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む)には、当該中長期在留者等は、第二十二條の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同表第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書(一時庇護許可者にあつては、入管法第十八條の第二第三項に規定する一時庇護許可書)を提示しなければならない。

(住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出)

第三十條の四十七 日本の国籍を有しない者(第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前條後段の規定を準用する。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出)

第三十條の四十八 第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條及び前二條の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主(外国人住民であるものに限る。)との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出)

第三十條の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二條第一項、第二十三條、第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十條の五十 法務大臣は、入管法及び入管特別法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七條第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十條の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

第十二條第五項	第五号及び第九号から第十四号まで	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の下欄
第十二條の二第一項	第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、及び第三十條の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同表の表の下欄
第十二條の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の表の下欄
第十二條の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十條の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二條の四第一項	第七條第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第七條第十号から第十二号まで及び第十四号
第十二條の四第四項	事項	事項、第三十條の四十五に規定する国籍等並びに同表の表の下欄に掲げる事項

第三十條第一項及び第二項中「に規定する」を「及び第三十條の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第三十九條中「有しない者」の下に「のうち第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」を加える。
第四十七條第二号中「第十二條の三まで」の下に「これらの規定を第三十條の五十一の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を「第十二條の四」の下に「第三十條の五十一の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を加える。
第五十三條第一項中「又は第二十五條」を「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改め、「第二十五條又は第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める。
別表第一の四十の項中「昭和二十六年政令第三百十九号」を削る。

附則

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 目次の改正規定、第五條及び第八條の改正規定、第十九條に一項を加える改正規定、第二十一條、第二十二條第一項、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第三十條までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四條第一項及び第二項、第三十九條並びに第四十七條第二号の改正規定、第五十三條の改正規定(同條第一項の改正規定(第二十四條の二第一項若しくは第二項又は「を削る部分に限る。」を除く)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次條第二項及び第三項、附則第四條から第十号まで及び第十三條から第二十二條までの規定、附則第二十一條の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(及び第三十條の三第一項)を「第三十條の三第一項及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで」に改める部分に限る。))並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。))の施行の日

附則

二 附則第三條及び第二十三條の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日

(適用区分等)

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この項において「住民カード」という。)の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住民カード(この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われていた住民カードをいう。以下この項において同じ。)以外の住民カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住民カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。

2 新法第二十二條及び第三十條の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)が前条第一項に定める日(以下「第一号施行日」という。)以後に新法第二十二條第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十條の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十條の四十六に規定する中长期在留者等になった場合について適用する。

(外国人住民に係る住民票に関する経過措置)

第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日(以下この条において「基準日」という。)現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七條第一号から第四号まで、第七號、第八號、第十號から第十一號の二まで及び第十四號に掲げる事項、国籍等(新法第三十條の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)並びに新法第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の外国人登録原票(外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四條第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。)に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票(以下「仮住民票」という。)を作成することができる。

3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七條第十号から第十一號の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関し求めがあつたときは、新法第七條第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票については、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七條第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

3 新法第六條第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票を外国人住民の記載を有するために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者(第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。)は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二條第一項第四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十條の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四條の三の規定による届出とみなして、新法第八條、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第二十九條の二までの規定を適用する。

第六條 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十條の四十五の規定にかかわらず、外国人住民となつた年月日(同条に規定する外国人住民となつた年月日)に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七條 入管法等改正法附則第十五條第一項の規定による在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する在留カード)をいう。以下この条において同じ。)とみなされて外国人登録証明書(入管法等改正法第四條の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。)又は入管法等改正法附則第二十八條第一項の規定により特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七條第一項に規定する特別永住者証明書)をいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十條の四十六後段の規定を適用する。

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

第九條 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二條の四、第二十四條の二、第四章の二及び第三十條の四十五(新法第七條第十三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(過料)

第十條 附則第五条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出(同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八條から第二十九條の二までの規定による付記を含む。)をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなく附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第十一條 この法律の施行の前日に行つた行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九條 第十二條中「又は第二十五條」を、「第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)

第十四條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十八條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九條第十二項の規定を適用する。

(国民年金法の一部改正)

第十五條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「第二十四條まで」の下に、「第三十條の四十六又は第三十條の四十七」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第十四條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者(第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。)は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二條第一項第四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十條の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四條の三の規定による届出とみなして、新法第八條、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條から第二十九條の二までの規定を適用する。

第六條 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十條の四十五の規定にかかわらず、外国人住民となつた年月日(同条に規定する外国人住民となつた年月日)に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七條 入管法等改正法附則第十五條第一項の規定による在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する在留カード)をいう。以下この条において同じ。)とみなされて外国人登録証明書(入管法等改正法第四條の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。)又は入管法等改正法附則第二十八條第一項の規定により特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七條第一項に規定する特別永住者証明書)をいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十條の四十六後段の規定を適用する。

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

第九條 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二條の四、第二十四條の二、第四章の二及び第三十條の四十五(新法第七條第十三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(過料)

第十條 附則第五条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出(同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八條から第二十九條の二までの規定による付記を含む。)をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなく附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第十一條 この法律の施行の前日に行つた行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九條 第十二條中「又は第二十五條」を、「第二十五條、第三十條の四十六又は第三十條の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)

第十四條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十八條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九條第十二項の規定を適用する。

(国民年金法の一部改正)

第十五條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「第二十四條まで」の下に、「第三十條の四十六又は第三十條の四十七」を加え、「附記」を「付記」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第十七条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第五十四条第十項中「又は第二十五条」を、「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)
第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

(介護保険法の一部改正)
第十九条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第十二条第五項中「又は第二十五条」を、「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)
第二十条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第二十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。
別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を、「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける」に、「及び第三十条の三第一項」を、「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正)
第二十二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(外国人住民についての適用の特例)
第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)附則第九条に規定する政令で定める日までにおける第三条第一項の規定の適用については、同項中「記録されている者」とあるのは、「記録されている者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。)」とする。

(検討)
第二十三条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したもその他現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本国又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができるときは、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣 佐藤 勉
法務大臣 森 英介
厚生労働大臣 森 要一
外務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 麻生 太郎

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く）の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月十三日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
総務大臣 川端 達夫
法務大臣 平岡 秀夫
厚生労働大臣 小宮山 洋子
国土交通大臣 前田 武志

事 務 連 絡
平成24年6月1日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q&Aについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴う外国人住民に係る介護保険の被保険者資格の取扱いについては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成24年1月25日付け老介発0125第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）においてお示ししたところですが、事務の実施に当たり、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

問1 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話を目的として入国及び在留するものは介護保険の被保険者となるのか。

(答)

介護保険の被保険者にはならない。

問2 「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正後の住民基本台帳法（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）の適用対象外であっても国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者となるが、介護保険の被保険者としてよいか。

(答)

「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正住基法の適用対象外であっても、介護保険の被保険者となる。

なお、「外交」の在留資格を有する外国人住民並びに合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族については、引き続き介護保険の被保険者にはならない。

問3 「興業」や「家族滞在」等の在留資格で滞在しているケースであっても、介護保険の被保険者となるのか。

(答)

改正住基法の適用対象となる外国人住民については、介護保険の被保険者となる。3か月以下の在留期間が決定された外国人住民であり、改正住基法の適用対象とならない場合であっても、3か月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合は、保険者の判断で介護保険の被保険者としても差し支えない。

問4 新たに介護保険の被保険者となる外国人住民の資格取得日はいつになるのか。

(答)

改正住基法の施行日（平成24年7月9日）前から既に日本に滞在しており、施行日以後新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、当該施行日が資格取得日となる。また、施行日以後に日本に入国し、新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、転入日が資格取得日となる。

問5 改正住基法の施行日以後に住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣の通知により遡って住民票が消除された場合、介護保険の資格喪失日はいつになるのか。

(答)

資格喪失日は、住民票が消除された日となる。

問6 介護保険の被保険者であった外国人住民の在留資格が更新され、中長期在留資格者等でなくなった場合は、その時点で資格を喪失するのか。

(答)

在留資格が更新され、改正住基法の適用対象とならなくなった場合でも、既に被保険者の資格を有している者については、保険者の判断で引き続き介護保険の被保険者としても差し支えない。

問7 新たに入国してきた外国人住民は、日本での所得が無いいため、保険者は当該外国住民の申告に基づき保険料の算定をするが、日本語の理解が不十分な者が多く、届出書への記入や申告をスムーズに行うのは困難と思われる。そのため、就労ができない在留資格を一律「収入無し」とみなすことは可能か。

(答)

保険料に関する申告については、介護保険条例参考例第25条のとおり、納付義務者（被保険者）は、申告書を提出しなければならないとされており、就労ができない在留資格を有していることのみをもって「収入無し」とみなすことは適当ではない。

したがって、新たに入国してきた外国人住民についても、申告を行っていただくこととなる。

問8 年度内に在留期間満了日を迎える外国人住民の保険料賦課決定について、在留期間が更新されることを前提として、年度末まで1年度分の賦課決定を行うことは可能か。また、在留期間が3か月以下の外国人住民に対しても同様の取扱いが可能か。

(答)

保険料については、在留期間満了日に関わらず、介護保険の被保険者に対しては、年度末までの1年分の保険料の賦課を行うこととなる。年度途中で被保険者の資格を喪失した場合は、月割賦課を行い保険料の更正がなされることとなる。

在留期間が3か月以下の外国人住民についても、同様となる。

問9 住基法改正による介護保険関係のシステム改修について、国からの費用補填はあるのか。

(答)

保険者から申請があった場合は、介護保険事業費補助金において、予算の範囲内で補助を行うこととしている。

事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q&Aについて

介護保険制度における外国人住民の取扱いについては、「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて」（平成 24 年 6 月 1 日付介護保険計画課事務連絡。以下「平成 24 年事務連絡」という。別紙 3 参照）にてお示ししたところであるが、今般、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（平成 27 年法務省告示第 341 号）が平成 27 年 6 月 23 日に公布および適用されたことにより、観光や保養を目的として来日する外国人であって、一定の要件を満たす者については、「特定活動」の在留資格が付与され、我が国に在留することとされた（概要は別紙 2 参照）。これを受け、当該在留資格が付与された外国人住民の介護保険制度での取扱いについて、新たに別紙 1 のとおり Q&A を作成したので、別添の平成 24 年事務連絡とあわせて貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知徹底を図られたい。

問 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、一定の要件を満たした富裕層の外国人が、観光等を目的として1年を超えない期間日本に滞在し、市町村の住民基本台帳に登録された場合については、介護保険の被保険者となるのか。

(答)

当該制度を利用し、入国及び在留する外国人については、「観光・保養・その他これらに類似する活動」を前提に1年を超えない期間に限って日本に入国した者であることから、市町村の住民基本台帳に登録された場合であっても、介護保険における住所となる「生活の本拠」については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定すると解釈されていることなどを踏まえると、「生活の本拠」が当該市町村にあるとは言えず、介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者にはならない。

外国人富裕層の長期滞在を可能とするための制度

現行

観光目的の場合、「短期滞在」の在留資格により最長「90日」の在留を認めている。

制度の概要

要件(対象者)

- ・在留資格「短期滞在」に関し査証免除措置を行っている国・地域
- ・18歳以上
- ・3,000万円以上の預貯金
- ・民間医療保険への加入

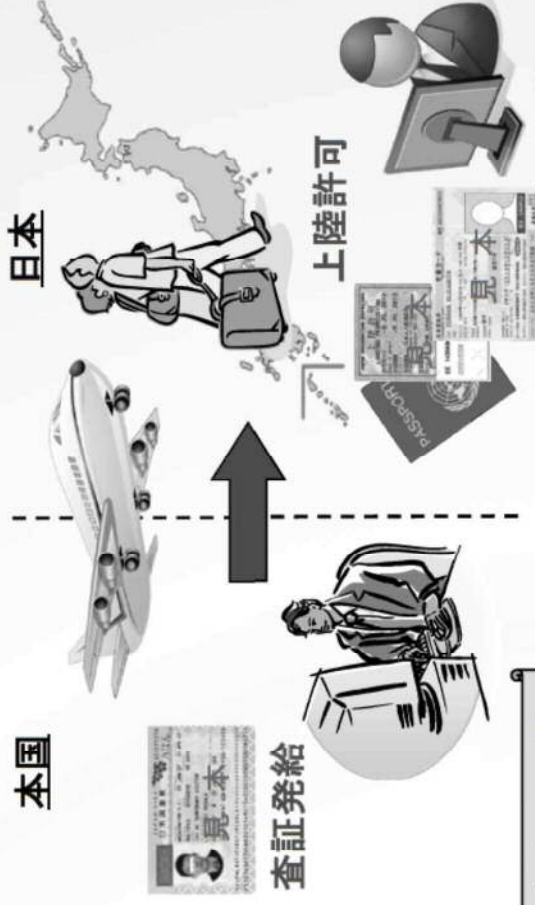
在留資格・在留期間

- ・在留資格:「特定活動」
- ・在留期間:「6月」(1回更新可能)

その他

- ・配偶者の同伴可能

入国までのイメージ



制度の目的

海外富裕層の観光目的による我が国への長期滞在需要を取り込むことにより、地域経済の活性化などにつなげていく。

事 務 連 絡
平成 2 4 年 6 月 1 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q & A について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴う外国人住民に係る介護保険の被保険者資格の取扱いについては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成24年1月25日付け老介発0125第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）においてお示ししたところですが、事務の実施に当たり、別添のとおりQ & Aをまとめましたので、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

問1 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話を目的として入国及び在留するものは介護保険の被保険者となるのか。

(答)

介護保険の被保険者にはならない。

問2 「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正後の住民基本台帳法（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）の適用対象外であっても国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者となるが、介護保険の被保険者としてよいか。

(答)

「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正住基法の適用対象外であっても、介護保険の被保険者となる。

なお、「外交」の在留資格を有する外国人住民並びに合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族については、引き続き介護保険の被保険者にはならない。

問3 「興業」や「家族滞在」等の在留資格で滞在しているケースであっても、介護保険の被保険者となるのか。

(答)

改正住基法の適用対象となる外国人住民については、介護保険の被保険者となる。3か月以下の在留期間が決定された外国人住民であり、改正住基法の適用対象とならない場合であっても、3か月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合は、保険者の判断で介護保険の被保険者としても差し支えない。

問4 新たに介護保険の被保険者となる外国人住民の資格取得日はいつになるのか。

(答)

改正住基法の施行日（平成24年7月9日）前から既に日本に滞在しており、施行日以後新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、当該施行日が資格取得日となる。また、施行日以後に日本に入国し、新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、転入日が資格取得日となる。

問5 改正住基法の施行日以後に住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣の通知により遡って住民票が消除された場合、介護保険の資格喪失日はいつになるのか。

(答)

資格喪失日は、住民票が消除された日となる。

問6 介護保険の被保険者であった外国人住民の在留資格が更新され、中長期在留資格者等でなくなった場合は、その時点で資格を喪失するのか。

(答)

在留資格が更新され、改正住基法の適用対象とならなくなった場合でも、既に被保険者の資格を有している者については、保険者の判断で引き続き介護保険の被保険者としても差し支えない。

問7 新たに入国してきた外国人住民は、日本での所得が無いため、保険者は当該外国住民の申告に基づき保険料の算定をするが、日本語の理解が不十分な者が多く、届出書への記入や申告をスムーズに行うのは困難と思われる。そのため、就労ができない在留資格を一律「収入無し」とみなすことは可能か。

(答)

保険料に関する申告については、介護保険条例参考例第25条のとおり、納付義務者（被保険者）は、申告書を提出しなければならないとされており、就労ができない在留資格を有していることのみをもって「収入無し」とみなすことは適当ではない。

したがって、新たに入国してきた外国人住民についても、申告を行っていただくこととなる。

問8 年度内に在留期間満了日を迎える外国人住民の保険料賦課決定について、在留期間が更新されることを前提として、年度末まで1年度分の賦課決定を行うことは可能か。また、在留期間が3か月以下の外国人住民に対しても同様の取扱いが可能か。

(答)

保険料については、在留期間満了日に関わらず、介護保険の被保険者に対しては、年度末までの1年分の保険料の賦課を行うこととなる。年度途中で被保険者の資格を喪失した場合は、月割賦課を行い保険料の更正がなされることとなる。

在留期間が3か月以下の外国人住民についても、同様となる。

問9 住基法改正による介護保険関係のシステム改修について、国からの費用補填はあるのか。

(答)

保険者から申請があった場合は、介護保険事業費補助金において、予算の範囲内で補助を行うこととしている。